

令和7年3月18日
消 防 庁

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定

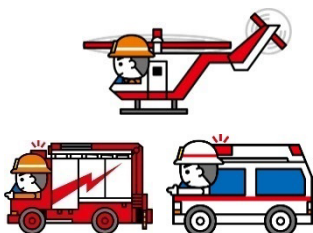
緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や令和6年能登半島地震など計46回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。令和6年4月1日現在、全国の消防機関から6,661隊の登録がされています。

緊急消防援助隊の編成等については、消防組織法に基づき、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）（平成16年2月6日策定）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、概ね5年ごとに改定してきました。

今回、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、基本計画を令和10年度までの計画として改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとします。

【改定の概要】

- 1 登録目標隊数の増強
南海トラフ地震等の国家的非常災害に迅速かつ的確に対応できるよう、令和10年度までの登録目標隊数を7,200隊程度まで増強
- 2 機能強化に向けた部隊の創設
 - (1) 情報統括支援隊
DXの推進による情報収集・整理・共有を強化するため、新規隊を整備
 - (2) 安全管理部隊
隊員の健康面・二次災害防止に係る安全管理を強化するため、新規隊を整備
 - (3) 救急特別編成部隊
複数都道府県大隊の救急中隊を一体的に運用することができるよう、新規隊を整備
- 3 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化
道路事情が悪い場合の迅速な進出に向け、小型車両を含む部隊編成や関係機関との連携強化 など



【連絡先】消防庁広域応援室

担当：鈴木理事官、古屋係長、谷藤事務官、上田事務官
TEL：03-5253-7569（直通）

E-mail：kouiki_keikaku_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

緊急消防援助隊基本計画の改定（概要）

- 緊急消防援助隊基本計画^(※)は、**消防組織法に基づき総務大臣が策定する計画**。緊急消防援助隊の編成（隊の構成単位、任務、装備等の基準など）、登録目標隊数、施設整備計画などが定められている。

※ 正式名称：緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

- おおむね **5年ごとに改定**しており、**今年度中に次期基本計画（第5期：R6～R10年度）に改定**

今回の基本計画改定の考え方

- 能登半島地震をはじめとした近年の実災害での教訓等を踏まえ、**南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震**など甚大な被害が想定される**大規模災害に的確に対応**できるよう、引き続き、**緊急消防援助隊の機能強化**を図っていく。
- 今回の改定では、
 - ① **登録目標隊数の増強**
 - ② **機能強化に向けた部隊の創設**
 - ③ **能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化**を主な内容として計画を見直し

① 登録目標隊数の増強

- 南海トラフ地震をはじめとした大規模災害に的確に対応できるよう、救助活動に従事する部隊を増強するとともに、安全管理やDXを推進するため、登録隊数を増隊する。

登録目標隊数：6,600 隊 → 7,200 隊

(第4期計画(H31-R5)の目標) (+600隊、第4期計画期間と同規模の増隊)

※ R6.4 現在、6,661隊登録済み

<増隊の主な内容>

- **消火隊・救助隊・救急隊 + 410 隊**
発災時に主に救助活動に従事する部隊を増隊
- **指揮支援部隊 + 10 隊**
広範囲の市町村で被災した場合に備え、被災地で指揮支援を行う部隊を増隊
- **情報統括支援隊 + 10 隊**
DXによる情報収集・整理・共有を強化するため、新規隊を整備
- **後方支援隊 + 100 隊**
救助隊等の増隊に伴い、宿営環境の整備や資機材補充等を通じて救助隊等を支援する部隊も増隊
- **安全管理部隊 + 50 隊**
緊急消防援助隊における安全管理体制を強化するため、新規隊を整備
- **航空小隊 + 5 隊**
被災地への迅速な職員派遣や被害状況の早期把握のための部隊を増隊

② 機能強化に向けた部隊の創設

情報統括支援隊（10隊程度）

膨大な災害情報の収集・整理・共有を専門に行う部隊として創設。**緊急消防援助隊の指揮に関わる部隊を情報整理面から補佐し、迅速かつ的確な意思決定や活動につなげていく。**【左下図参照】

安全管理部隊（50隊程度）

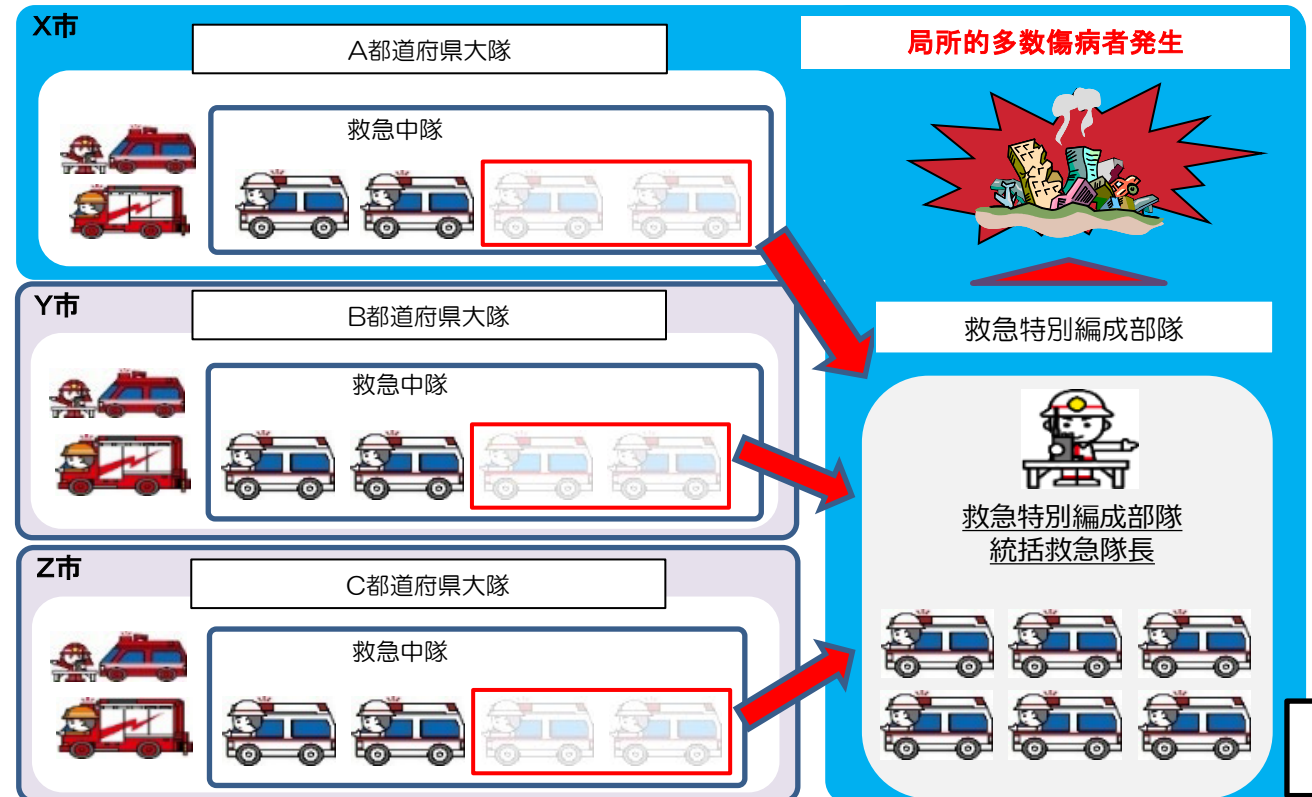
二次災害の防止のため、**活動現場の監視（土砂の状況変化等）や活動中止基準等の作成、隊員の健康面のケアを専任で行う**部隊。緊急消防援助隊における安全管理体制を強化していく。

救急特別編成部隊（50隊程度、既存隊を活用）

多数の傷病者が発生する事故や大人数の転院搬送など、**一時的に多数の救急車が必要となる場合に、救急隊のみで構成する部隊を創設**できるようにするもの。能登半島地震や熊本地震で救急の集中運用ニーズが生じたことを踏まえて創設。【右下図参照】

情報統括支援隊
(活動イメージ)

- ・作戦協議
- ・方針決定



③ 能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化

能登半島地震の教訓の反映

- **道路事情が悪かった能登半島地震では、空路・海路から進出したり小型車両で陸路から進出したりしたことを踏まえ、以下の部隊編成や日頃の備えを行うよう、基本計画に明記**
 - ・ **災害の態様に応じ、小型車両を含めた部隊編成を行うこと**
 - ・ **空路等での進出に備え、平時から自衛隊等との連携に努めること**

その他の実災害等の教訓の反映

- その他の実災害や訓練での教訓等を踏まえ、以下の運用改善を実施
 - ・ **大型で猛烈な台風等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応**
 - ・ **都道府県大隊の分割(※)**

※ すでに出動している都道府県大隊を一時的に分割して複数の市町村に派遣し、複数個所での災害に柔軟に対応させる運用

※ 毎年の全国6ブロックごとの訓練に加え、**全国規模の訓練を令和8年度に開催し、運用の定着を促す。**

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の計画に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）の全部を次のように改める。

令和 7 年 3 月 19 日

総務大臣 村上 誠一郎

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

第 2 章 緊急消防援助隊の編成

第 1 節 緊急消防援助隊の構成単位

第 2 節 都道府県大隊の編成

第 3 節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

第 4 節 小隊の装備等の基準

第 5 節 部隊の任務

第 6 節 部隊の隊の装備等の基準

第 3 章 緊急消防援助隊の登録

第 4 章 緊急消防援助隊の出動計画等

第 5 章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第 6 章 緊急消防援助隊の教育訓練

第 1 節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第 2 節 消防大学校、都道府県及び市町村における教育訓練等

第 7 章 その他

第 1 章 総則

第 1 節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 45 条第 2 項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第 2 節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長とする。ただし、航空部隊にあつては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

(1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

(2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合その他特別の事情がある場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。

2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。

- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊
 - (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 消火小隊
 - (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
 - (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。
- 3 救助小隊
 - (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イ及びウの車両を備える救助小隊は、この限りでない。
 - (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
 - ウ 長官が別に定める要件を満たす車両
 - (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2)アの救助工作車
救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための

高度救助用資機材

- イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
浸水域での高度な救助活動を行うための資機材
- ウ (2) ウの車両
長官が別に定める要件を満たす資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊、安全管理部隊、救急特別編成部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から8までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長、航空指揮支援隊長及び情報統括支援隊長とする。
- (3) 指揮支援部隊長
 - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
 - ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
 - エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。
 - オ 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の活動に関して、災害に係る情報の収集及び管理を情報統括支援隊長に委任することができる。
- (4) 指揮支援隊長
 - ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長
 - ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。
- (6) 情報統括支援隊長
 - ア 情報統括支援隊長は、指揮支援部隊長を補佐し、災害に係る情報の収集及び管理を行うことを任務とする。
 - イ 情報統括支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより情報統括支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
 - (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。
- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 4 NBC災害即応部隊
- (1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。
- 5 土砂・風水害機動支援部隊
- (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
 - (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。
- 6 安全管理部隊
- (1) 安全管理部隊は、被災地において緊急消防援助隊が行う消防活動に関し、隊員の安全管理を行うことを任務とする。
 - (2) 安全管理部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
 - (3) 安全管理部隊長は、安全管理部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、安全管理部隊指揮隊を編成するものとする。
- 7 救急特別編成部隊
- (1) 救急特別編成部隊は、多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うことを任務とする。
 - (2) 救急特別編成部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

- (3) 救急特別編成部隊長は、統括救急隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、救急特別編成部隊統括救急隊を編成するものとする。

8 航空部隊

- (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
- (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
- (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
- (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、安全管理部隊指揮隊、救急特別編成部隊統括救急隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 航空指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3 情報統括支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する情報統括支援隊は、災害に係る情報の収集及び管理を担当する隊員2名以上で編成されるものであること。
- (2) 情報統括支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を可能な設備等及び車両を備えること。

4 統合機動部隊指揮隊

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

6 N B C 災害即応部隊指揮隊

- (1) N B C 災害即応部隊指揮隊は、N B C 災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員 3 人以上で編成されるものであること。
- (2) N B C 災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

7 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員 4 人以上で編成されるものであること。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

8 安全管理部隊指揮隊

- (1) 安全管理部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員 4 人以上で編成されるものであること。
- (2) 安全管理部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

9 救急特別編成部隊統括救急隊

- (1) 救急特別編成部隊統括救急隊は、救急活動の管理等を担当する隊員 3 人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急特別編成部隊統括救急隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

1 0 航空小隊

- (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
- (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
- (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

1 1 航空後方支援小隊

- (1) 航空後方支援小隊は、隊員 2 人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第 3 章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を

考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2028年度（令和10年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね7,200隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第23条の3に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

- (1) 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。
- (2) (1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。

ただし、別表第3に規定する出動準備都道府県大隊が、災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮し、別表第3に規定する災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊以外の都道府県大隊が、応援出動の準備を行うこととする。
- (3) 都道府県大隊が被災地に出動した場合において、当該被災地以外の他の被災地の的確かつ迅速な消防の応援のために必要があるときは、当該被災地の被害状況等を考慮し、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又は小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成し、当該他の被災地に出動することとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るとともに、第6章第1節に規定する全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練をはじめ、平時からの連携強化に努めるものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・

- 訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。)等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

6 出動にあたっての留意事項

- (1) 長官は、緊急消防援助隊の出動を求め、又は指示する場合において、災害の状況等を考慮して特に必要と認めるときは、出動すべき部隊及び都道府県大隊に編成すべき中隊又は小隊を定めて求め又は指示を行うものとする。
- (2) 出動する都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、災害の状況、気象の状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に選定するものとする。
- (3) 緊急消防援助隊(水上小隊及び航空小隊を除く。)は車両により進出し、活動を行うものとする。ただし、的確かつ迅速な活動のため必要と認める場合には、車両以外の手段により進出し、活動を行うものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

大規模災害又は特殊災害が発生した場合における緊急消防援助隊の被災地での迅速かつ円滑な活動に必要なときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用

の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2026年度（令和8年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校、都道府県及び市町村における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 都道府県及び市町村における教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする

第7章 その他

1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（登録する隊の規模）

区分		登録規模	
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		60	隊程度
航空指揮支援隊		60	隊程度
情報統括支援隊		10	隊程度
統合機動部隊指揮隊		100	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10	隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50	隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50	隊程度
安全管理部隊指揮隊		50	隊程度
救急特別編成部隊統括救急隊		50	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160	隊程度
	消火小隊	2,530	隊程度
	救助小隊	800	隊程度
	救急小隊	1,620	隊程度
	後方支援小隊	990	隊程度
	通信支援小隊	50	隊程度
	水上小隊	20	隊程度
	特殊災害小隊	370	隊程度
特殊装備小隊	500	隊程度	
航空部隊	航空小隊	85	隊程度
	航空後方支援小隊	60	隊程度
計		7,200	隊程度 (重複を除く)

別表第2 (第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表3 (出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	島根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	島根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

備考 出動準備都道府県大隊が災害の状況等により応援出動の準備ができない場合には、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮して、出動準備都道府県を同表によらないこととする。

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	513 台
	救助工作車	73 台
	救急自動車	766 台
	その他の消防用自動車	102 台
	小 計	1,454 台
航空機等	ヘリコプター	2 機
	消防艇	2 艇
	小 計	4 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム